

神戸市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について

令和5年11月7日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所

公正取引委員会は、将来を担う高校生に対し、独占禁止法の役割を理解してもらうために、全国各地の高等学校において、当委員会の職員による「高校生向け独占禁止法教室」を開催しています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日 時 令和5年11月14日（火）
2時限目 9：40～10：30
3時限目 10：40～11：30
4時限目 11：40～12：30
5時限目 13：10～14：00
- 2 場 所 灘高等学校（神戸市東灘区魚崎北町8丁目5番1号）
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所職員
- 4 対象者 灘高等学校 第2学年生徒（4クラス、214名）
- 5 内 容 シミュレーションゲーム、事例紹介等

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合は、令和5年11月13日（月）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 総務課
	電話 06-6941-2173（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会では、将来を担う学生が、身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解することができるよう、必要な知識を身につけるため、経済の基本ルールである独占禁止法の役割について学んでいただくことが大変に有益であると考えています。

そこで、実務経験を積んだ公正取引委員会の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。

❖ 独占禁止法教室の授業内容 (中学校・高校向け)

- ゲーム形式
- グループディスカッション形式
- 事例紹介
- 模擬立入検査・模擬事情聴取
- 公正取引委員会職員による経験談等

※ 授業構成は、学校のご要望をお伺いした上、決定いたします。（在庫に限りあり）

※ 独占禁止法教室は、学校の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽にご連絡ください。

※ 若手職員から国家公務員を志望した理由等の話をさせていただくことも可能です。

※ 講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。

生徒自身が考えながら、競争の重要性、独占禁止法を学習できます。

御希望に応じて、

「うんこドリル」を配布します！



❖ 独占禁止法教室の授業風景



❖ 令和元年度～令和4年度の近畿地区開催実績

◎大阪府：常翔啓光学園中学校、長吉西中学校、豊中高等学校能勢分校、近畿大学付属高等学校 ◎京都府：洛星中学校 ◎奈良県：東大寺学園中学校、育英西高等学校、西大和学園中学校 ◎兵庫県：神戸海星女子学院高等学校、灘高等学校 ◎滋賀県：草津市立老上中学校、光泉中学校 ◎和歌山県：和歌山県立桐蔭中学校、開智中学校、智辯学園和歌山高等学校 ◎福井県：北陸中学校、敦賀市立栗野中学校 など

❖ 独占禁止法教室の感想

- ドラマ「競争の番人」をみて公取委は私達が知らない影でより良い経済を成り立たせてくれていたんだと思いました。競争と聞けば悪いイメージを持ちますが競争がなければなんの変化もなく非効率で新たな価値やモノを生み出すことが難しいのではないかと考えるようになりました。
- とてもわかりやすく、特にシュミレーションゲームは、経済活動の実感があってよりわかりやすかった。独占禁止法や公正取引委員会に関して興味が湧いた。
- パワーポイントなどで、分かりやすく学ぶことができました。

【お問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所
総務課 担当：江村

TEL 06-6941-2173（直通）

e-mail: kinki_kouhou2173@jftc.go.jp